

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区土地
地区画整理事業施行規程の施行期日を定める規則を公布する。

平成24年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則 **58** 号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第
一地区土地地区画整理事業施行規程の施行期日を定める規則

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区土
地区画整理事業施行規程（平成23年11月11日京都市条例第20号）の施行期日
は、平成24年3月30日とする。

（都市計画局住宅室すまいまちづくり課）